

方針を策定しました★★

福島町いじめ防止等に関する条例の制定に伴い、「いじめ防止基本方針」を策定しましたので、その概要についてお知らせします。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向性

1 いじめ防止等に関する基本理念（条例第3条）

- 学校の内外問わずいじめが行われなくなるようにすること
- 全ての児童生徒がいじめを行わないようにすること
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するため、社会全体でいじめを克服すること

2 いじめの定義（条例第2条）

児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

【具体的ないじめの例】

●冷やかしゃからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる ●仲間はずれ・集団により無視をされる ●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ●金品をたかられる ●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ●嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする ●パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- 児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる。また、加害者にも被害者にもなり得る。
- 「観衆」としてはやし立てたり、「傍観者」として見てみぬふりをするすることで、潜在化したり深刻化したりもする。



集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが必要

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1 基本方針の策定と組織の設置

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) 組織の設置
 - ① 関係機関・団体との連携を図るため協議会を設置
 - ② いじめ発生時等における調査のため教育委員会に附属機関を設置
 - ③ 重大事態の再調査を行うため町長の附属機関を設置

2 町の実施

- ・いじめの未然防止、早期発見
- ・関係機関等との連携
- ・教職員の資質能力の向上
- ・ネットいじめに対する対策の推進
- ・啓発活動
- ・いじめに対処するための方策
- ・学校評価における留意事項

3 学校の実施

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ防止等の対策のための組織
- ・いじめの未然防止、早期発見
- ・いじめへの対処
- ・教職員の不適切な認識や言動のないよう指導の在り方に細心の注意